# 福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2022 年 3 月 22 日　No.47　連絡先　吉原稔法律事務所　Tel　077-510-5262　FAX 077-510-5263
E-mail　nql30048@nifty.com　　ホームページ http://www.nonukesshiga.jp/

内 容

3 月 10 日 本訴第 32 回口頭弁論
【提出書面と法廷での陳述概要】…… 1
【進行協議の内容】…… 2
【法廷での原告側陳述および書面の内容】
原告ら準備書面(85)、(86):井戸弁護団長…… 3
【記者会見・報告集会での質疑応答など】…… 6
声明　「ばらつき条項」を削除する基準地震動等審査ガイド改悪に反対し、強く抗議する　· 7
支える会総会での講演　司法は原発をどう裁いてきたか　…… 8
今後の大津地裁での原発裁判の予定、お知らせ 2 件…… 11
2022 年度支える会定期総会　…… 12
2022 びわこ集会　…… 12

## 3月10日　本訴第32回口頭弁論

## 原告:提訴からすでに8年、現裁判長の責任で早期判断を要請
## 震源が敷地に極めて近い場合のリスク不考慮などを主張
## 被告：地震動のバラツキ問題などについて反論
## 次回6月2日は午後14時30分から、証人の採否が焦点

3 月 10 日、福井の原発 7 基の運転差し止めを求めた本訴(2013 年 12 月 24 日提訴)第 32 回口頭弁論が大津地裁で行われました。

午前9時45分から原告の代表も参加した進行協議が行われた後、11時から裁判、午後1時から記者会見を行ったあと、支える会の定期総会を行いました。定期総会では、井戸弁護団長による「司法は原発をどう裁いてきたか」と題する講演が行われました。

以下、法廷でのやり取り、進行協議の内容、原告主張の要旨などについて報告します。

**【提出書面と法廷での陳述】**

原告側は、準備書面(85)、(86)を提出。(85)は、敷地の地盤変位のリスク及び震源が原発の敷地に極めて近い場合のリスクを被告は考慮していないという問題を指摘したものであり、被告準備書面(62)に対する反論したものです。また、(86)は、原発敷地地盤の安定性について被告準備書面 (60)、(61)に反論したものです。

法廷では、井戸弁護団長が二つの書面についてパワーポイントを用いて説明しました。

関電側は、準備書面 (63)、(64)を提出しました。(63)は、いわゆる地震動のバラツキ不

考慮問題[1] についての反論であり、(64)は地盤問題についての原告準備書面(80)、(81)に反論したものです。

今回は、証人の採否についての裁判所の判断が注目されましたが、裁判長は、議論が継続している課題については尋問に入ることは避けたいとしました。このため、議論が終了している、福島事故避難者の証言と放射性廃棄物についての証人の採否がとりあえずの焦点となりました。関電側は、証人はすべて不要という意見であり、特にこの二人は不要という意見ということで次回までに意見書を提出することになりました。

次回の主張予定は、原告側は、今回で主張は完了としていましたが、証人の採否判断が持ち越され、弁論が設定されため、今回被告が反論してきたバラツキ問題に対して再反論を行うとしました。

被告は、避難計画に関する原告主張（準備書面(79)、(84)）への反論と、火山問題での反論を行うとしました。

次回の期日は6月2日(木)13時15分から進行協議、14時30分から口頭弁論とされました。

## 【進行協議の内容】

裁判が始まる前、原告の代表も参加して双方の代理人と裁判所とで進行協議が行われました。裁判所が設定した3つの重点課題についての争点整理や今後の期日、審理スケジュールなどについて次のとおり確認されました。

### (1) 争点と主張予定の確認

**① 地震動のバラツキ問題**

今回、関電側は大阪高裁で争われている控訴審での国の主張に基づいて準備書面(63)を提出。書証として研究者の意見書3通を提出しました。それとは別に、2月に基準地震動審査ガイドの改定案が規制委員会で承認され、現在パブコメにかけられており、改定手続きは 5 月には完了する見込みであり、手続きが完了したら主張を補充したいとしました。

原告側は、審査ガイド改定に伴う主張がでてくれば何らかの反論を行うことになるとしました。

**② 火山問題について**

被告は、大山噴火で想定される火山灰の層厚の見直しに伴い、補強工事は行わなくても評価方法を変えて現状の施設で耐えられるということについての規制委員会で審査結果をふまえて次回に主張するとしました。

**③ 避難計画について**

被告はとくに水戸地裁判決の考え方について次回反論するとしました。

**現裁判長で早期判断を**

進行協議の中で、辻原告団長は以下の通り現裁判長の責任で早期判断を下すよう求めました。

福島事故から、11 年、本裁判提訴から 8 年が経過し 12 月までで 31 回の弁論を重ねた。堀部裁判長は、3 人目の裁判長であり、着任後 6 回の審理をしていただいている。裁判長の任期は 3 年とされており、これで考えると堀部裁判長もあと 1 年ということになるが、元福井地裁樋口裁判長は異動後も仮処分の決定を出した。「民事裁判の迅速化」が言われている中、あとはよろしくとならないよう、責任をもって早期判断をお願いしたい。

---

[1] 2020 年 12 月 4 日、大阪地裁は、基準地震動の策定にあたっては、経験式（入倉・三宅式）が有するばらつきを検討して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるが、国の審査においてはそのことが考慮されていないとして大飯原発の設置変更許可を取り消した。国はこの判決を不服として大阪高裁に控訴している。

**(2) 証人調べについて**

裁判長は、「原告から 5 人の証人申請がだされ、被告は証人調べは不要という意見書を提出している。3 つの論定に抵触しないのは、避難者と放射性廃棄物の専門家の二つだがこの二人について証人調べは可能か。」という問題提起と、「仮にするにしても、証人調べをした後にまた書面での議論という事態は避けたい。」としました。

原告側は、地震で議論が続いているバラツキ問題は、5 人の証人とは関わりない。継続している議論に関わる証人は避難計画についての首長だけであり、あとの 4 人は証人調べを行うことができるとしました。

一方、関電側は次のように述べました。

・地盤に関する二人は、地震全体に関わるものだ。

・避難者と放射性廃棄物処理の専門家は必要性そのものが疑問だ。これについては意見書を改めて提出する。

・証人調べをしても、その場で反対尋問ということにはならず、後日、内容を検討したうえで書面で反論することになる、という意味で証人尋問には反対だ。

原告側はさらに、基本的主張は終わっているが、バラツキ問題などの課題は今後もでてくる、それが完了するのを待っていると、いつまでたっても終わらないことになるので補充主張を認めながら早急に証人調べを行うべきと述べました。

裁判長は、今の状況を踏まえて着地点を検討するとしました。

また、裁判長は赤松氏はたくさんの意見書を提出しており、証人として採用する場合は、意見書の統合版のようなものがだせないかと要望しました。

これに対して井戸弁護団長は検討すると回答しました。

**(3) 今後の裁判期日について**

次回以降の日程が以下のとおり確認されました。

次回 6 月 2 日（木）13:15～進行協議
14:30～弁論
9 月 1 日(木)　1 日で予定
12 月 1 日(木)　1 日で予定

## 【法廷での原告側陳述および書面の内容】

## 原告ら準備書面(85)の要点 ： 地盤変動リスクおよび震源が敷地に極めて近い場合特別な考慮が必要であるにも関わらずそれが考慮されていない問題：井戸弁護団長

**Ⅰ　地盤変動リスクについて**

**(1)美浜原発の破砕帯について**

被告は美浜の破砕帯は、１２～１３万年前以降に活動がないことを確認したと反論している。しかし、これを判断した有識者会合の議論をよく見ると、破砕帯は動いたという明白な証拠はなかったが、動いたということを否定する証拠も得られていない。熊本地震で主断層が動いて広範な副断層が動いたことを考えると美浜の運転は許されない。

**(2)大飯原発の破砕帯について**

被告は大飯の破砕帯について１２～１３万年以降に活動がないことを確認したと反論している。しかし、被告が確認したのは、F6 破砕帯のうち、次ページ図の B の部分で

あり、活動が疑われている A の部分は確認されていない。F-6 破砕帯が活断層ではないか（１２～１３万年前以降に活動しているのではないか）という疑問に答えるためには原告が主張している３次元探査が必要だ。

**Ⅱ　震源が近傍の場合の問題**

**１　問題の所在**

震源断層に極めて近い領域では精度よく地震動を予測できない。専門家は、通常の予測手法が適用できない「未知の領域」と言っている。

**２　被告の主張**

被告は、美浜原発及び大飯原発においては、震源が敷地に極めて近い場合に求められる考慮（以下「特別考慮」という。）をする必要がないと主張している。特別考慮の範囲として、活断層がサイトの至近距離（２５０メートル程度）にある場合の地震動評価に必要とされるものとしている。その根拠として、①この問題が議論された「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」第３回会合において敦賀原発の事例として 250m という説明がなされ、これをベースに議論がおこなわれたこと、②基準地震動審査ガイドの当初案に「敷地内に活断層の露頭がある等」と記載されていたこと、などから美浜、大飯ではこのように至近距離に活断層はないと主張している。

**３　原告の再反論**

被告が根拠としている①については、250m という事務局説明は事実であるが、委員からは「数 km 以内、例えば１km とか２km 以内のサイトについては、物理モデルとして波動論的な計算手法が破綻する領域になってきている」という発言があり、至近距離とは少なくとも 1～2km を念頭に議論が行われている。

また、根拠②についても、審査の過程でこの例示があったことは事実であるが、委員会の議論でこの例示は好ましくないとされ、最終的には「内陸地殻内地震の震源が敷地に極めて近い場合」とだけ表示され、例示が外されている。

つまり被告は、専門家から否定された事柄を根拠にして反論を行っている。

## 原告ら準備書面(86)の要点：（地盤の安定性について～被告準備書面(60)、(61)に対する反論）：井戸弁護団長

**Ⅰ　各原発に共通する論点（岩盤の引張強度に岩石の引張強度を流用していること）**

**１　被告の地盤の安定性に関する評価**

被告は、各原発の地盤についていずれも発生する引張応力は岩盤の引張強度以下であるので安定性に問題はないとしている。

**２　原告らによる問題点の指摘**

被告は、岩盤の引張強度を調査しておらず、判断の基準とした岩盤の引張強度は、いずれも、岩石の引張強度を流用したものであることを指摘した。（岩盤の強度は、一般にひび割れ等があるため岩石の強度より小さい。）

### 3 被告の反論

これに対し、被告は、岩盤の強度として岩石の強度を用いていることを事実上認め、その上で、次のように反論している。

(1) 各要素について、直応力が引張応力となる場合、当該要素の強度（せん断抵抗力）をゼロとみなしてすべり安全率を保守的・安全側に計算している。そのため、仮に原告らが主張するように、引張強度が弱い部分があり、当該部分が引張破壊を発生したとしても、被告の地盤安定性評価に何らの影響を与えるものではない。

(2) 岩盤の引張強度を直接調査することは容易ではなく、従来そうした調査手法は確立されていなかった。原告らは岩盤のせん断強度試験の結果から引張強度を推定しているが、岩盤のせん断強度試験の結果から引張強度を精度よく推定できるか否かについては確立した知見が得られているわけでもない。

### 4 原告らの再反論

① 岩盤の強度の調査をせず、岩石の強度でもって評価しているというごまかしを率直に認めるべきだ。

② 保守的取扱いをしたことによる安全側への評価の偏りが、岩盤の引張強度に岩石の引張強度を流用したことによる危険側への評価の偏りを凌駕することを定量的に明らかにしなければならない。それがなければ、被告の主張は単なる印象操作にすぎない。

## Ⅱ 大飯原発敷地固有の論点について

① 破砕帯に沿ってすべり面が発生するところがあるのに被告は全く検討していない。

② 岩盤のせん断強度は、岩級区分によって異なり、ＣＨ級であるか、ＣＭ級であるかによって大きな差がある。被告は、５１％を占める支配的岩級を全体の岩級として扱うという、いわば小選挙区制のシステムを採用しているが、選挙と同様、全体のせん断強度が実態とかけ離れてしまうという問題が発生している。全体のせん断強度を実態に近いものにするためには、比例代表制のシステムこそがふさわしい。この他にも被告は恣意的な岩級区分を行っている。

## Ⅲ 高浜原発敷地固有の論点について

被告は、流紋岩質凝灰岩のせん断強度を被告は「2.9N/㎟」と評価しているが、これは、流紋岩のせん断強度を流用したものであって、流用できることの合理的根拠は示されていない。

## Ⅳ 美浜原発敷地固有の論点について

原告は、美浜原発３号機の周辺斜面において、「発生する引張応力は 10kg/㎠以下であり、ＣＬ級岩盤の引張強度（2.7 kg/㎠）以下であることから、安定性に影響を及ぼすものではないと考えられる。」と評価していること支離滅裂であることを指摘した。これに対し、被告は、「上記 10kg/㎠」は「1.0kg/㎠」の誤記であると主張してきた。しかし、被告が作成した引張応力の分布をみると、1.0kg/㎠を超えるところが多くみられ、とくにひこ被告が想定したすべり面の一つであるＤ破砕帯沿う部分に発生する引張応力は 4～6 kg/㎠であり、その周辺も 2～4kg/㎠となっている。そうすると、ＣＬ級岩盤の引張強度が２.７kg/㎠であるというのであるから、想定される Ss-1 の地震が美浜原発３号機を襲った時、当然のこととして、上記斜面が崩壊することになる。

## 【記者会見・報告集会と主な質疑】

記者会見の冒頭、井戸弁護団長が進行協議でやり取りのあった証人尋問などについて次のように説明しました。

原告は 5 人の証人を申請しており、堀部裁判長が判決を書くとすれば、集中的に尋問を行う必要があり、6 月には尋問を開始するよう申し入れてきた。しかし、今日の進行協議で 6 月の期日には尋問を設定しないことになった。

裁判長の任期があと一年とすると、来年度 4 回の期日となるが、自分は主張の整理、補充を行い、次の裁判長に任せるという腹づもりであると感じた。

争点のひとつである地震動のバラツキ問題について今回被告は反論してきたが、2 月 24 日の規制委員会で審査ガイドのバラツキに関する条項を削除することが承認された。これに対して 3 月 7 日付で脱原発弁護団全国連絡会議で声明をだした（7 ページに掲載）。ガイド自体を変えるのは訴訟対策だ。

この後、進行協議で発言した内容について辻原告団長が発言しました。

### 主な質疑応答

Q1.証人の採否に関する被告の意見は？

A. 尋問は不要という意見だ。とくに避難者と放射性廃棄物の専門家の尋問は不要であり、次回まで意見書を提出することになった。

Q2.今回バラツキ問題での反論として被告が提出してきた準備書面(63)の内容は？

A. 各種の不確かさを考慮しているのでバラツキを考慮する必要はないというものだ。審査ガイドの改定については、その手続きが完了した段階で主張を補充するとしている。

Q3.主張の整理が終わり尋問ができると考えられる証人は？

A. 避難計画で予定している平尾米原市長以外は尋問ができると考えている。ただ、避難者の証言については判決を書く裁判長に聞いてほしい。

Q4.3.11 を明日に控えての感想を井戸弁護団長と辻さんに聞かせてほしい。

A.（井戸）3.11 の前は各地の原発で基準地震動を超える地震があったが、この 11 年間は原発への直撃はなかった。それは逆に不気味であり、いつ来るかという思いだ。

3.11 の原発事故を経験して一刻も早く原発を失くしたいと思ってきた。世論を背景に裁判ではいくつか成果はあがった。10 基しか稼働させていないこともその一つだ。しかし、すべての原発の廃炉の道が見えないことについては忸怩たる思いだ。

甲状腺被曝については、今まで隠そうとする力が強く、11 年かかってようやく提訴できた。これからまだ時間がかかる。

ウクライナでは戦争の攻撃目標となるなど原発の新たな問題が浮上してきた。

（辻） 福井地裁の裁判長であった樋口さんは、異動にも関わらず（職務代行辞令を得て）、自分の責任でということで仮処分の差し止め決定をだした。大津の裁判も 8 年 2 か月が経過しており、大津地裁もそれにならえと言いたい。

## 声明 「ばらつき条項」を削除する基準地震動等審査ガイド改悪に反対し、強く抗議する

２０２２年３月７日

脱原発弁護団全国連絡会　共同代表 河合 弘之、同 海渡 雄 一

１ 声明の趣旨

脱原発弁護団全国連絡会は、「ばらつき条項」を削除する基準地震動審査ガイド改悪に強く反対し、原子力規制委員会が「ばらつき条項」に従った審査をすることを求める。

２ 理由

２０１１年３月１１日東京電力福島原子力発電所事故による悲惨かつ甚大な被害を踏まえ、原子炉施設の審査体制が改められた。同時に審査基準の厳格化が図られ、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（以下「地震動審査ガイド」という）などの審査基準が定められた。地震動審査ガイドは「経験式が有するばらつきを考慮する必要がある」とする「ばらつき条項」を定めている。しかし、新たに「原子力利用における安全の確保」のため設置された原子力規制委員会は、不当にもこの規定を無視して原子炉施設の審査をしてきた。

２０２０年１２月４日の大阪地裁判決は、基準地震動の策定に当たっては、地震動審査ガイドＩ ３．２．３（２）の「ばらつき条項」に基づいて、経験式が有するばらつきを検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否かを検討すべきものであるとし、「ばらつき条項」を適用しない基準地震動の策定は設置許可基準規則４条３項に適合しないものとして、関西電力大飯発電所３号機・４号機にかかる設置変更許可処分を取り消した。同判決は、原子力規制委員会が自ら制定した地震動審査ガイドの「ばらつき条項」を無視する誤りを正当に指摘したものである。

２０２２年２月２４日、原子力規制委員会は地震動審査ガイドの改正案を了承した。今後、意見募集を踏まえて正式に改定する方針である。

今般の改正案の中心となるのは、前述の「ばらつき条項」を削除するというものである。原子力規制委員会は、大阪地裁の指摘するような「ばらつき条項」に適合する審査を行うのではなく、逆に、「ばらつき条項」自体を地震動審査ガイドから削除するという改悪を目論んでいる。同地裁における裁判においては、「ばらつき条項」の明示に反して、あたかもなにも記載していないかの如くに解釈して主張して、当然裁判所によって否定された。即ち裁判所によって否定された違法な解釈をもって、今度は、地震動審査ガイドそのものを改悪するというのである。

また、地震動審査ガイドの目的についても、「基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする」としていたものを「基準地震動の妥当性を厳格に確認するための方法の例を示した手引きである」として、位置づけを低める表現にしている。地震動評価には具体的な判断基準が必要であり、それがまさに地震動審査ガイドの役割であるのに、方法の例に過ぎないということになれば、地震動評価の妥当性を判断することが困難になる。

原子力規制委員会は、２０１１年３月１１日の福島原発事故を契機に、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って」（原子力規制員会設置法第１条）設置され、原子力発電所の安全性を担保するために最大最高の責任を有する国家機関であるところ、自ら定めた「ばらつき条項」に違反したと裁判所で認定された途端、その「ばらつき条項」自体を消去するなどという行為は、天に唾する行為であり、これは前述の原子力規制委員会の目的に著しく反する暴挙である。原子力の安全性を担保するなどという責任など担えるわけがない。

この「経験式の有するばらつきの考慮」がなされないと原子炉施設の耐震性の基準となる基準地震動が過小評価されることになる。現実に原子力発電所の危険性を著しく増大させるものであることはいうまでもない。

原子力規制委員会は、これまでにも、広島高裁２０１７年１２月１３日決定において原子力発電所の火山影響評価ガイド（以下「火山ガイド」という）にしたがえば四国電力の伊方原発は立地不適であると指摘されこれが差し止められたことに対して、火山ガイドの立地評価の規定を事実上死文化させる「基本的考え方」を委員長指示で原子力規制庁にまとめさせたことがある。今回の地震動審査ガイドの改悪も、「基本的考え方」と同様に、原子力規制委員会の安全性を軽視した本末転倒な姿勢を如実に表すものである。規制のための組織として失格であり、まったく中立ではなく、「規制の虜」は今も続いている。

私たちは、全国各地の裁判所で原発訴訟に取り組む弁護士として、今般の地震動審査ガイドの改悪に強く反対する。そして、原子力規制委員会に対して、大阪地裁の指摘を真摯に受け止め、各原発について「ばらつき条項」に適合する審査を行うよう求めるものである。

以上

【支える会総会講演(抜粋)】

# 司法は原発をどう裁いてきたか
## ～原発訴訟の成果とこれからの課題～

弁護士　　井　戸　謙　一

### 本日の話

- 1　福島原発事故前後の原発差止訴訟の概観
- 2　事故後の裁判例の変化
- (1)　立証責任論
- (2)　社会通念論
- (3)　最近の認容例（パラツキ問題、避難計画問題）
- 3　最近のトピック
- 4　まとめ

### 主な原発訴訟の結果（福島事故前）

| 提訴年 | 原子炉 | 請求内容 | 1審 | 2審 | 最高裁 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1973 | 伊方原発1号機 | 設置許可取消 | × | × | × |
| 1973 | 東海第二原発 | 設置許可取消 | × | × | × |
| 1975 | 福島第二原発1号機 | 設置許可取消 | × | × | × |
| 1976 | 伊方原発2号機 | 設置許可取消 | × | | |
| 1979 | 敦賀原子力発電所1号機 | 設置許可取消 | × | × | × |
| 1981 | 女川原発1、2号機 | 建設・運転差止 | × | × | × |
| 1985 | もんじゅ | 設置許可無効確認 | × | ○ | × |
| | | 運転差止 | × | | |
| 1986 | 志賀原発1号機 | 建設・運転差止 | × | × | × |
| 1988 | 浜岡原発1、2号機 | 建設・運転差止 | × | | |
| 1991 | 福島第二原発3号機 | 運転差止 | × | × | × |
| 1991 | ウラン燃料加工施設サイクル | 事業許可取消 | × | × | × |
| 1998 | 志賀原発2号機 | 建設・運転差止 | ○ | × | × |
| 1999 | 泉佐野原発1、2号機 | 運転差止 | × | | |
| 2003 | 浜岡原発3、4号機 | 建設・運転差止 | × | | |

行政訴訟と民事訴訟

### （原発事故前）大きな流れ

- 1992.10.29　伊方最高裁判決
  審査過程審査主義（基準の合理性と適合判断の合理性を審査する。）
  立証責任➡本来は原告が負う。しかし、まず被告がこれらの合理性を証明しなければならない（理由は資料の偏在）。
  合理性の有無は、現在の科学技術水準に照らして判断する。
- 2003.1.27　もんじゅ高裁金沢支部判決
- 2005.5.30　もんじゅ最高裁判決
  ➡最高裁の不退転の意思を示す。
- 2006.3.24　志賀2号機金沢地裁判決
  （その後住民勝訴判決現れず）

### 福島原発事故後の裁判の特徴

- 全国で爆発的な数の申立てがなされた。
- 一つの原発に多くの訴訟。隣接裁判所への提訴
- 脱原発弁護団全国連絡会の結成
- 仮処分申立ての増加と頭打ち（リスク問題）
- 原子力規制委員会の事業者への露骨な肩入れ
- 棄却側の理論整備と破綻を覆い隠す社会通念論
- 樋口理論のチャレンジ
- 流れは、一挙にではなく、徐々に変わりつつある。

### 裁判官協議会の議論

**H24.1.26特別研究会**

- 現在の科学技術水準に照らした検討等を慎重に行うという姿勢で臨むのが適当
- 放射能汚染の広がりや安全審査の想定事項等、本件事故を踏まえ従来の判断枠組みを再検討する必要がある。

**H25.2.12特別研究会**

- 基本的には伊方原発最判の判断枠組みに従って今後も判断していくことになる。
  伊方原発最判の判断枠組みで判断することに賛成である。
- 事故のリスクにつきどこまでの確率なら許容するかというのは、専門技術的裁量の問題ではなく政策的決断の問題であって、裁判所の判断になじまないのではないか
- 裁判所の判断は、新規制基準ができてからにすべき➡行政に先走って司法が判断するべきでない。

### 現在の原発差止請求訴訟

| 番号 | 原発 | 裁判所 | 被告 | 提訴類型 | 提訴日等 |
|---|---|---|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

### 現在の原発差止請求訴訟

| 番号 | 原発 | 裁判所 | 被告 | 提訴類型 | 提訴日等 |
|---|---|---|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

### 福島原発事故後の認容判断

① 福井地裁H26.5.21判決（大飯本訴）認容【樋口裁判長】（地震）
② 福井地裁H27.4.14決定（高浜仮処分）認容【樋口裁判長】（地震）
③ 大津地裁H28.3.9決定（高浜仮処分）認容【山本裁判長】（新規制基準等）
④ 大津地裁H28.7.12決定（高浜仮処分異議）原決定認可【山本裁判長】（新規制基準等）
⑤ 広島高裁H29.12.13決定（伊方仮処分）原決定取消・認容【野々上裁判長】（火山）
⑥ 広島高裁R2.1.18決定（伊方仮処分）原決定取消・認容【森裁判長】（火山・地震）
⑦ 大阪地裁R2.12.4判決（大飯差止め）認容【森鍵裁判長】（パラツキ問題）
⑧ 水戸地裁R3.3.18判決（東海第二差止め）認容【前田裁判長】（避難計画）

原発の現状

## 2 事故後の裁判例の変化

### 立証責任とは何か

争点について裁判所が判断がつかないときに、原告と被告のどちらが負けるか

【(例)貸金100万円の返還請求訴訟】

| | |
|---|---|
| 原告➡被告に100万円を貸した<br>被告➡返してもらっていない。 | 被告➡借りていない<br>被告➡返した。 |

貸した事実の立証責任は原告
➡裁判所が「貸した」事実の有無の判断がつかなければ原告が負ける。
返した事実の立証責任は被告
➡裁判所が「返した」事実の有無の判断がつかなければ被告が負ける。

立証責任を負う者の立証活動を「本証」という。裁判所に確信を持たせなければならない。
負わない者の立証活動を「反証」という。裁判所の認識をぐらつかせればよい。

### 公害事件、薬害事件等における原告の立証責任の負担軽減の努力

【原則】

- 不法行為に基づく損害賠償請求
  - 毒物を排出している事実➡原告
  - 原告の健康被害➡原告
  - 被告の操業と原告の健康被害の因果関係➡原告
- 建設、操業等の差止め請求
  - 操業により原告の人格権侵害の具体的危険がある事実➡原告

**このように民事訴訟の原則を機械的に当てはめ、全面的に原告住民に立証責任を負担させたのでは、原告住民はまず勝てない。正義が実現できない。**

### 公害による人格権侵害を理由とする差止訴訟における立証責任

① ゴミ焼却場(徳島地判S52/10/7判時864-38)
「住民側は受忍限度を超える公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り、その場合、建設者の方で受忍限度を超える公害は発生しないと断言できるだけの対策がある旨の立証を尽くさない限り、その建設は許されない。」

② 火力発電所(札幌地判S55/10/14判時988-37)
「原告らは、受忍限度を超える程度での被害発生をもたらすおそれがあるであろうと推認しうる事実を立証するをもって足り、その場合、事業主体の方で、それにもかかわらず、被害発生の恐れがないか、若しくは恐れがないことを推認しうる事実を立証しない限り、推認を覆すことはできない。」

③ 廃棄物最終処分場(仙台地決H4/2/28判時1429-109)
「住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性がないことを立証すべきである」

### 初期の原発差止め訴訟判決における立証責任論

- 伊方一次訴訟第1審判決(松山地裁昭和53年4月25日)
  被告が安全審査資料をすべて保持していること、多数の専門家を擁していることから、「当該原子炉が安全であると判断したことに相当性があることは、原則として、被告の立証すべき事項である」
- 福島第2原発1号炉訴訟第1審判決(福島地裁昭和59年7月23日)
  司法判断の対象となる内閣総理大臣の判断の「合理性の立証は被告が負担すべきであると解するのが公平であり、条理上も妥当である」
- 伊方一次訴訟控訴審判決(高松高裁昭和59年12月14日)
  立証責任については、公平の見地から、「行政庁において(原告側)の指摘をも踏まえ自己の判断が不合理でないことを主張立証すべき」である

### 伊方一次訴訟上告審判決(最高裁平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁)

- 裁判所の審理、判断は、「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって」、その「主張、立証責任は、本来原告が負うべきもの」
- 「被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議の判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」

➡立証責任を事実上被告側に転換した。

### 原告の立証責任を緩和させる実質的理由

- ア 証拠の偏在
  公害物質の生成量、その毒性、施設外への排出量、汚染経路等のデータはすべて被告企業側が持っていて、原告被害者側は公開されたわずかな情報にしかアクセスできない。
- イ 力の不平等
  因果関係の立証にかかわる科学的メカニズムの解明に必要な組織力、資力については被告企業が圧倒的に優位にある。
- ウ 社会的責任
  - 企業は何らかの有毒物質を社会に拡散している以上、自己の放出する有毒物質が地域住民に害を与えていないことを立証する社会的責任がある。
- エ 手続的正義
  - 立証責任を負う当事者の証明困難を軽減し、「当事者の実質的平等」を実現することが訴訟における「手続的正義」である。

### ところが、その後の原発民事差止め請求訴訟における伊方判決転用方式

(例)浜岡原発差止訴訟1審判決 静岡地裁平成19年10月26日

「被告において、まず本件原子炉施設が国の諸規制に基づいて安全に設置、運転されていることを主張立証すべきである」「被告は、当該原子炉施設が法令の規制に従って設置運転されていることについてまず主張立証する必要がある」「被告が・・立証したときは・・原告らにおいて国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを・・主張立証すべきである。」

➡被告の立証は容易。実質的に原告に立証責任を負わせている。

### 流れに逆らった志賀2号機一審判決(金沢地裁2006.3.24)

「原告が人格権侵害の具体的危険があることを立証しなければならない。

「原告が許容限度を超える被ばくをする具体的可能性があることを相当程度立証すれば、被告において、許容限度を超える放射能被曝の具体的危険が存在しないことを立証しなければ、具体的危険があることを推認する。」

## 福島事故後、転用方式を是正した川内原発仮処分宮崎支部決定H28.4.6

- 被告事業者は、具体的審査基準に不合理な点のないこと、適合判断に不合理な点がないことを主張立証しなければならず、これを尽くさない場合は、具体的審査基準に不合理な点があること、適合判断に不合理な点があることが事実上推認される。
- 原告の立証活動は反証

立証責任は、事実上被告に転換された。本来の伊方最判の考え方に戻った。
これは、その後の伊方仮処分広島地裁決定、伊方仮処分松山地裁決定、広島高裁決定でも採用された➡これが定着するかに見えた。

## 時代を50年巻き戻した決定

- 2021.3.18 広島高裁異議審決定（横溝裁判長）

「この疎明責任は債権者らが負うべきであり、福島事故による影響の甚大性等を考慮しても、独自の科学的知見を有しない裁判所において、本件原子炉の存在及び債権者らの居住状況から直ちに債権者らの生命等が侵害される具体的危険があると事実上推認するなどということは相当でない。」

- 2021.11.04 広島地裁仮処分決定（吉岡裁判長）

「基準地震動を上回る地震動を本件発電所・・にもたらす規模の地震が発生する具体的危険・・は、その法律効果の発生によって利益を受ける債権者らに主張、疎明責任がある」「証拠の偏在や地元に対する働きかけの態様を強調することに決定的な意義を見出し難い。」

## 社会通念論の登場
（H28.4.6宮崎支部決定以降）

- 現在の科学技術的知見をもってしても、原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期、規模を的確に予測することは困難だから、立地評価に関する火山ガイドの定めは、噴火の時期及び規模が相当前の時点で的確に予測できることを前提としている点において不合理。

←基準が不合理だというから、伊方判決的組みでは原告住民の勝利のはず。

- VEI7以上の破局的噴火のように、極めて低頻度で少なくとも歴史時代において経験したことがないような規模及び態様の自然災害のリスクについては、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、無視し得るというのが社会通念であるから、これを想定していなくても当該原発が安全性に欠けるということは出来ない。

## 勝った論点(1) バラツキ問題の不考慮

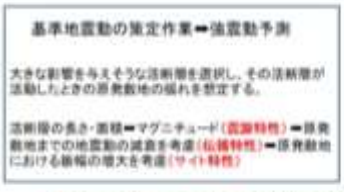

過去の地震のデータの平均式（経験式）を使うしかない。

## 新規制基準（基準地震動ガイド）の定め

- 基準地震動ガイドⅠの3.2.3(2)

第1段　震源モデルの長さ又は面積，あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には，経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。

第2段　その際，経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから，経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

## 勝った論点(2)　避難計画

- 深層防護の考え方
1層～5層それぞれが独立して求められる。【前段否定・後段否定】

国際原子力機関（IAEA）が求める深層防護体系

| | 防護レベル | 目　的 |
|---|---|---|
| プラントの設計設計 | レベル1 | 異常運転や故障の防止 |
| | レベル2 | 異常運転の制御及び故障の検知 |
| | レベル3 | 設計基準内への事故の制限 |
| 設計基準外 | レベル4 | 事故の進展防止及びシビアアクシデントの影響緩和を含む、適切なプラント状態の制御 |
| 緊急時計画 | レベル5 | 放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和 |

## 福島第一原発事故後の法律改正

【原子力基本法】
第2条　安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命，健康及び財産の保護，環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする」

【原子力規制委員会設置法】
第1条　（原子力規制委員会の職務は）「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定する」こと

新規制基準は、4層を取り込んだが、5層は取り込まなかった。
避難計画は地方自治体に任され、これを審査する仕組みがない。

## 裁判所の判断

| 水戸地裁判決 | それまでの裁判例 |
|---|---|
| ・現在の最新の科学技術をもってしても発電用原子炉施設の事故の原因となりうる地震等の事象の発生の予測を確実に行うことはできないことから、発電用原子炉施設の安全性は深層防護の考え方によって確保されるものであること、それゆえ、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはできず、周辺住民の生命，身体が侵害される具体的危険があると解すべき | ・重大事故を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべき。避難計画の策定や内容の是非は争点とならない。 |

## 最近の流れをどうみるか

- なぜ、立証責任論の振り戻し、社会通念論の登場がみられたか➡原告住民を負かせるためには、そうするしかなかった。
➡我々が追い込んでいることの結果である。

- バラツキ問題、避難計画問題がようやく採用される例がでてきた。➡原告住民の主張を採り入れること（原子力規制委員会の主張を否定すること）のハードルが下がってきた。

# 3　最近のトピック

## (1)　樋口理論

- コンセプト➡難しい議論をしない。
- (1) 原発事故の被害は甚大
- (2) それゆえ原発には高度の安全性が求められる。
- (3) 原発に高度の安全性があるということは高度の耐震性があるということ
- (4) 我が国の原発の耐震性は極めて低い
- (5) よって原発の運転は許されない。

- 樋口理論を駆使している訴訟
- (1) 六ケ所再処理工場の稼働禁止請求訴訟（東京地裁）
- (2) 伊方原発運転禁止仮処分（広島高裁）

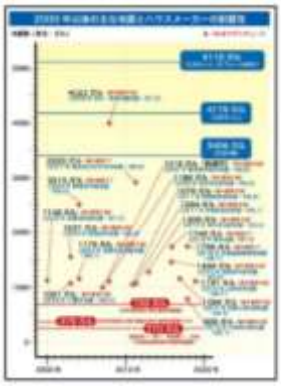

**樋口理論のキモ**

最近20年間の地震で観測した最大加速度と原発の基準地震動、ハウスメーカーの保証加速度との比較表

## (2) 命をつなぐ権利

- 使用済み核燃料問題を原発運転差止めの理由にしたい。
- この問題のキモは、将来世代に負担を押しけたくないこと。すなわち被害を受けるのは将来世代
- 日本の裁判では、将来世代は権利主体ではない。
- 今の我々の権利が侵害されると主張する必要がある。
- 生命の本質はDNAを次の世代につなぐこと。将来世代に命をつなぐことができることが今の私たちの幸せの根幹であり、私たちの生命を意味づけている。「自分が死亡した1月後に世界が破滅するとわかっていたら、あなたは幸せですか？」
- 将来世代が健全に命を育むことができないことは、今の私たちの権利を侵害している。

**【コロンビア最高裁2018年4月5日判決】** 7歳～25歳の25名の原告が大統領府等を被告として起こしたコロンビアアマゾン地方の森林減少に対する対策を求める訴訟で請求を認容した。「基本的権利の概念には、人間のみならず、地球に住む他の人々や動物、植物も含む、未だ生まれていない主体も含み、それらは、私たちが享受するのと同一の環境的条件を享受するに値する。」人類は自然の一部であり、自然を構成する一部分は他の部分を尊重しなければならない。将来世代もその一部を構成している。将来世代の環境権が現代世代の自由を制限することができる。

命をつなぐ権利を主張している訴訟 (1) 六ケ所再処理工場の稼働禁止請求訴訟（東京地裁）
(2) 福井原発訴訟（滋賀） 大津地裁

## (3) 三次元探査の必要性

- 地下構造の正確な把握が必要

- 基準地震動ガイド

「地盤モデルの設定に当たっては解放基盤面の位置や不整形性も含めた三次元地盤構造の設定が適切であることを確認する。」「三次元地盤構造は、敷地における複数個所のボーリングデータや物理検層データ、原位置試験データ、地震観測記録等を基に十分な範囲と深度の情報に基づいて設定されていることを確認する。

- 地質調査ガイド

「地下構造が成層かつ均質と認められる場合を除き、三次元的な地下構造により検討されていることを確認する。」「施設の位置における基礎地盤調査は、二次元又は三次元の物理探査等を適切な手順と組合せで実施されていることを確認する。」

## (4) 老朽原発仮処分 2021.6.21 大阪地裁申立て

新設が困難な状況で、老朽原発を動かすことができるかが、原発政策の延命を図ることができるかどうかの分水嶺

40年超運転の認可を受けた4原発がスムーズに再稼働できるかどうかが、これから次々と40年を迎える原発が廃炉を決断するか否かの大きな判断要素になる。

夏までには決定が出る運びで進行中

モグラたたきのように一つ一つ潰していく必要がある。

**老朽原発の現状**

## 4 まとめ

**問題は、裁判官が原発を差し止める心理的ハードルをどのようにして下げるか**

- カギは、世論、運動の盛り上がり
- 地球温暖化問題を利用した原発の復権の策動に対する効果的な反論が必要、原油価格や天然ガス価格の高騰も原発の正当化に使われる可能性がある。
- 原発の高コスト、使用済み核燃料問題、闇電の裏金還流問題（原発の世界の腐敗）、杜撰な安全対策等を市民に広く知ってもらうことが大切。
- 被ばく問題を市民に広く知ってもらう（原発安全神話から放射能安全神話への乗り換えを許さない）ことが大切
- **いずれ事件は最高裁に行く、最高裁が差止めを是認せざるを得ないような状況を法廷の内外でどのように作っているかが、これからの課題**

# 今後の大津地裁での原発裁判の予定

6 月 2 日（木）13:15～進行協議　14:30～第 33 回口頭弁論

9 月 1 日（木）午前午後の 1 日を予定

12 月 1 日（木）午前午後の 1 日を予定

※9 月 1 日と 12 月 1 日は証人調べの可能性を残して 1 日が確保されたものですが、実際に証人がどうなるかは 6 月 1 日の裁判所の判断が注目されます。

**お知らせ**

① 地震の基礎知識を解説した動画をホームページにのせました。

② 「老朽原発このまま廃炉！大集会 in おおさか」5 月 29 日の午後、大阪市内

## 2022 年度支える会総会を開催

井戸弁護団長の講演の後、地震の基礎知識を解説した DVD の上映し、その後、支える会の活動のまとめ、活動計画、会計報告などを行いました。特に強調した点は以下の諸点です。

① ロシアによるウクライナの原発攻撃は、「原発は致命的な脅威になる」恐れを示すものであり、そうした点からも一刻も早く原発をなくす必要があること。
② 現裁判は提訴から 8 年余りが経過しており、早急に判決を求めていくこと。
③ 支える会として最終盤にふさわしい取り組みを行っていくこと。
④ 支える会の体制の確認

会長　福田章典
代表委員　井戸謙一、畑明郎、辻義則、杉原秀典、中平清三
幹事　瓜生昌弘、今村真理子、松本利寛、對月慈照、西村修
会計監事　林　永代、清水俊朗
会則外の確認として、　弁護団長　井戸謙一、弁護団事務局長　石川賢治
原告団長　辻義則、支える会事務局長　瓜生昌弘

### 会費納入についてのお願い

年会費 2000 円を、郵便局口座または振込用紙により納入をお願いします。

### 年会費 2000 円の振込先

【ゆうちょ銀行から振込の場合】
ゆうちょ銀行　　記号番号 14690-5345461　福井原発訴訟を支える会（フクイゲンパツソショウヲササエルカイ）
【他金融機関から振込の場合】
ゆうちょ銀行
店名・店番　四六八（よんろくはち）・468　普通預金　0534546　福井原発訴訟を支える会（フクイゲンパツソショウヲササエルカイ）

## 2022 年びわこ集会

3 月 5 日、膳所公園を中心にして「原発のない社会」を求めるびわこ集会が開催され、500 人が参加しました。支える会は、午前中、生涯学習センターで、避難計画調査結果のポスター展示と地震の基礎知識を解説した DVD の上映を行うとともに午後は膳所公園にテントを構えて支える会への入会案内や会費の納入のお願いをしました。5 人の入会と 41 口の会費の納入がありました。